

(新制度対象外在学生)

授業料減免経過措置

【経過措置】新制度対象外在学生(令和元年度以前入学者)

※国の授業料減免新制度の要件に該当しない在在学生については、経過措置として本学独自減免制度を適用します。対象者等詳細については教育支援課までお問い合わせ下さい。

○奈良県立医科大学授業料減免取扱要綱(経過措置)

減免区分	(授業料)	(減免上限額)	生活保護世帯	非課税世帯
医学科	535,800	535,800	上限満額 (535,800)	1/2 (267,900)
看護学科	535,800	535,800	上限満額 (535,800)	1/2 (267,900)

奈良県立医科大学授業料減免取扱要綱

減免の対象	次のいずれかに該当し、かつ学業優秀と認められる者 1.学資負担者が生活保護法による生活扶助を受けている者 2.学資負担者が市町村民税所得割非課税である者 3.特に減免の必要があると理事長が認める者
学業要件	【医学科】各学年所定の必修科目を全て修得していること 【看護学科】看護学実習を受けるために必要な科目を全て修得していること
その他要件	・日本学生支援機構の奨学金を受給中又は申請予定であること ・標準修業年限を超えて在籍していないこと(休学中の期間を除く) ・学部学生で修学支援新制度適用対象外の者(令和元年以前入学者)

奈良県立医科大学 教育支援課